

# 東大阪市教育委員会令和3年3月定例会

1 日 時 令和3年3月19日(金)

開会 午後2時00分

閉会 午後2時53分

2 場 所 市庁舎18階 会議室1及び会議室2

3 出席者 (委員)

教育長	土 屋 宝 土
教育長職務代理者	堤 晶 子
委 員	村 上 靖 平
委 員	山 中 雅 仁
委 員	秦 卓 宏

(出席説明員)

教育次長	大 原 俊 也
教育次長	諸 角 裕 久
学校施設整備監	北 林 康 男
学校教育部長	岩 本 秀 彦
学校教育部参事	森 田 好 一
社会教育部長	福 原 信 吾
教育政策室長	永 吉 勝 則
学校教育部次長	来 田 茂
学校教育部次長	杉 本 篤 史
人権教育室長	勝 部 高
社会教育部次長	安 井 晶

(出席補助説明員)

学校教育推進室次長	上 田 章 博
-----------	---------

## 4 議 事

### 【土屋教育長】

ただ今から、東大阪市教育委員会令和3年3月定例会を開会いたします。本日の会議録署名委員は山中委員にお願いいたします。本日の会議でございますが、日程第1「議案第9号 第2期東大阪市教育施策アクションプラン改訂の件」から日程第20「請願第1号「新編 新しいみんなの公民（株式会社育鵬社）」の掲載内容による影響への対処を求める請願」までを議題といたします。

それでは、ここでお諮りいたします。日程第4「議案第12号 市立高等学校教職員（管理職）退職の件」及び日程第5「議案第13号 市立幼稚園及び幼稚園型認定こども園教職員（管理職）異動の件」につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開とし、他の議案審議・報告ののち、審議いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

### 【各委員】

（異議なしの声あり）

### 【土屋教育長】

ご異議なしと認めます。よって、本案件の審議につきましては、非公開とし、他の議案審議・報告ののち、審議することといたします。それでは、議案の説明をお願いいたします。

### 【大原教育次長】

それでは、議案の説明をさせていただきます。

日程第1「議案第9号 第2期東大阪市教育施策アクションプラン改訂の件」につきましては、当該プランの策定から1年が経過し、現状に即した再確認を行うなか、掲載事業における大きな方針転換に伴う修正や重点的な取り組みを進めるにあたり、新たに掲載が必要と考えられる事業についての追記など、第2期教育施策アクションプランの一部を改

訂するものでございます。

続きまして日程第2「議案第10号 東大阪市人権教育基本方針及び東大阪市人権教育推進プラン改訂の件」につきましては、策定から17年が経過した同方針及びプランについて、多様化・複雑化している人権に関する課題や、法律・制度の整備等、人権問題をめぐる社会状況の変化に対応するべく、同方針及びプランの一部を改訂するものでございます。

続きまして日程第3「議案第11号 令和3年度中学生チャレンジテストへの参加の件」につきましては、大阪府教育庁より令和3年度大阪府中学生チャレンジテストへの参加意向調査があったので、参加の決定を行なうものでございます。

続きまして日程第6「議案第14号 東大阪市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則制定の件」につきましては、東大阪市立学校に勤務する教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員の業務量の適切な管理等に関し、必要な事項を定める規則を制定するものでございます。

続きまして日程第7「議案第15号 東大阪市立学校の市費負担教職員の評価・育成システムの実施に関する規則等の一部を改正する規則制定の件」につきましては、市立日新高等学校の定時制課程が令和2年度をもって廃課程となることに伴い、関連する教育委員会規則について、所要の改正を行うものでございます。

続きまして日程第8から日程第17の議案につきましては、全庁的な例規の見直しに伴い、教育委員会規則のうち所要の改正が必要とされる規則の一部改正等をお諮りするものでございます。

まず、日程第8「議案第16号 東大阪市教育委員会等が行う聴聞等の手続に関する規則の一部を改正する規則制定の件」につきましては、聴聞等の手続に関する様式に必要不可欠ではない押印を求める欄があったこと等から、所要の改正を行うものでございます。

続きまして日程第9「議案第17号 東大阪市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則制定の件」につきましては、学校教育部内の事務分掌の見直しに伴い、所要の改正を行うものでございます。

続きまして日程第10「議案第18号 東大阪市特別支援教育委員会規則を廃止する規則制定の件」につきましては、特別な支援を要する児童・生徒の就学先については、過去には教育・医学などの専門的知識を有する者から意見を聴いて決定するものとされてきましたが、近年は就学先決定のプロセスの中で最も重要視されている保護者及び本人の意向に沿った決定を行うこととしており、現在、学校教育部においてそれに応じた就学相談を実施することができているため、同委員会の役割は終えていることから、同規則を廃止するものでございます。なお、適切な就学支援を実施するにあたっては、担当部局を中心に、関係機関との連携を図りながら推進してまいります。

続きまして日程11「議案第19号 東大阪市学校給食調理等業務委託事業者選定委員会規則の一部を改正する規則制定の件」につきましては、同委員会の運営に関する見直しを行い、会議の成立条件等、所要の改正を行うものでございます。

続きまして日程第12「議案第20号 東大阪市社会教育指導員に関する規則を廃止する規則制定の件」につきましては、会計年度任用職員制度が導入されたことに伴い、任用根拠の整理を行い、当該規則により任命する必要性がなくなったため、当該規則を廃止するものでございます。

続きまして日程第13「議案第21号 教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則制定の件」につきましては、当該規則は、教育委員会の権限に属する事務のうち教育長に委任する事務等について定めるものでありますが、制定趣旨に対する規則の構成の見直しを行い、所要の改正を行うものでございます。なお、この改正により、教育委員会及び教育長の事務の権限の範囲について変更はありません。

続きまして日程第14「議案第22号 東大阪市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定の件」につきましては、日新高等学校定時制課程の廃課程及び商業科の定数減並びに例規の見直しにかかる文言の整理等のため、所要の改正を行うものでございます。

続きまして日程第15「議案第23号 幼稚園型認定こども園に係る東大阪市立認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」につきましては、運用実態との整合

性を取る観点から、所要の改正を行うものでございます。

続きまして日程第16「議案第24号 東大阪市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」及び日程第17「議案第25号 東大阪市立青少年センター運営委員会規則の一部を改正する規則制定の件」につきましては、運用実態との整合性を取る整理及び文言の整理を行うため、所要の改正を行うものでございます。

続きまして日程第18「議案第26号 令和元年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書決定の件」につきましては、令和元年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その報告書を作成するものでございます。

続きまして日程第19「報告第2号 委員会付議事項 臨時代理処理の件」につきましては、急施を要し、委員会に付議する暇がございましたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づきまして、臨時代理処理を行ったものの報告でございます。

臨時代理第1号「東大阪市いじめ問題専門委員会委員解職及び委嘱の件」につきましては、令和3年2月教育委員会定例会で調査の決定をいたしました事象にかかる調査を行うため、委員の一部を解嘱及び委嘱するものでございます。

続きまして臨時代理第2号「令和3年第1回定例会提出議案の意見申し出の件」につきましては、市長より意見聴取のあった市議会令和3年第1回定例会提出議案につきましては、2月22日付で、これを了承したものの報告でございます。なお、教育委員会に係る議案の内容でございますが、まず、資料1ページからの「市長の専決処分報告の件」につきましては、訴えの提起に関する専決処分事項について報告するものでございます。

次に、資料4ページからの「東大阪市職員特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例制定の件」につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、資料11ページからの「東大阪市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び東大阪市いじめの防止等に関する条例の一部を改正する条例制定の件」につきましては

は、いじめの重大事象が発生した場合に、より迅速かつ専門的に対応するため、附属機関について所要の改正を行うとともに、その委員報酬について見直しを行うものでございます。

次に、資料 2 2 ページからの「東大阪市旅費支給条例の一部を改正する条例制定の件」につきましては、職員が公務のために出張した場合等に支給する旅費の見直しに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、資料 2 6 ページからの「東大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例制定の件」につきましては、本市が設置する特定教育・保育施設の利用者負担額の納期限について、所要の改正を行うものでございます。

次に、資料 3 0 ページからの「令和 2 年度東大阪市一般会計補正予算（第 1 2 回）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 1 億 2, 7 7 4 万 2 千円を追加し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 2, 6 7 9 億 6, 7 6 3 万円とするものでございます。なお、このうち教育費につきましては、職員給与関係経費、中学校建設事業経費等の減額があり、また、市立図書館の電子図書導入等に伴う増額があり、差し引き 5 億 3, 1 4 2 万 6 千円減額するもので、これにより補正後の教育費は 1 9 3 億 7, 8 0 6 万 1 千円となります。

次に、資料 5 1 ページからの「令和 3 年度東大阪市一般会計予算」につきましては、歳入歳出予算額をそれぞれ 2, 0 3 5 億 1, 5 7 4 万 2 千円とするものでございます。うち教育費といたしましては、学校園経費といたしまして小・中学校の校舎整備など施設整備費のほか、小・中学校・義務教育学校・高等学校及び幼稚園管理運営費などあわせて 8 6 億 7, 4 7 1 万 7 千円を計上いたしますとともに、社会教育費では青少年対策費、公民館費、図書館費など 2 9 億 3, 3 3 5 万 4 千円を計上し、保健体育費では施設管理運営経費など 8 億 4, 8 1 3 万 6 千円計上し、教育総務費とあわせて教育費として総額 1 5 8 億 5, 7 6 4 万 7 千円を計上しております。

次に、資料 1 2 0 ページからの「令和 3 年度東大阪市奨学事業特別会計予算」につつま

しては、奨学資金貸付金、基金積立金及び事務費を合わせまして歳出総額3,786万4千円を計上し、その財源といたしまして貸付金返還金3,775万5千円を計上しております。

続きまして臨時代理第3号「令和2年度東大阪准看護学院卒業生表彰の件」につきましては、同学院長より推薦のありました令和2年度同学院卒業生2名につきまして、教育委員会として表彰するものでございます。

以上でございます。何とぞよろしくご審議のうえ、ご決定、ご承認を賜われますようお願いいたします。

### 【土屋教育長】

今、提出された議案の説明がありましたが、この中で議案第10号「東大阪市人権教育基本方針及び東大阪市人権教育推進プラン改訂の件」について、もう少し説明をお願いします。

### 【勝部人権教育室長】

東大阪市人権教育基本方針及び東大阪市人権教育推進プランの改訂について、説明いたします。この基本方針及び推進プランについては、平成16年2月に策定いたしました。その前後の国際的な動向としては、「人権教育のための国連10年」の最中であり、それを受けて、国内では、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律が制定されておりました。その中で、東大阪市としましては、第二次総合計画・前期基本計画の中で人権尊重のまちづくりとして定め、推進してまいりました。その時から17年が経過しましたが、この間の人権に関する法律制度の動向といたしましては、「障害者差別解消法」「部落差別解消推進法」などが制定され、また、大阪府におきましては、人権3条例の制定及び改正が行われております。このように、人権を取り巻く社会情勢に応じた課題が変容している状況に対応するため、現行方針を継続しながら、目標年次が過ぎたものに関しては整理をするとともに、社会状況の変化に合わせて記述を追加修正したものです。改正の大きなポイント

トとしましては、法律や制度の整備に係る追記修正と、人権をめぐる社会情勢の変化にかかる追記修正でございます。以上でございます。

#### 【土屋教育長】

それでは、ただいまの日程第1「議案第9号」から日程第19「報告第2号」までの案件のうち、日程第5「議案第13号」及び日程第6「議案第14号」を除く案件につきまして、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

#### 【秦委員】

議案第19号において、第5条の改正文中、「3分の2以上」が「過半数」に改められていますが、これはどういう意味合いでの改正なのでしょうか。

#### 【杉本学校教育部次長】

他の同趣旨の委員会では、会議の成立要件が過半数となっており、それに合わせる形での改正をするものでございます。

#### 【土屋教育長】

議案第14号「東大阪市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則制定の件」についてですが、今回この規則を定めて、通常勤務時間外の在校時間について整理を行い、いわゆる時間外勤務の上限を設けるものですが、現在の教職員の勤務時間短縮の取組みについて、主なものを説明してください。

#### 【来田学校教育部次長】

週1回の定時退勤日、ノークラブデー、夏季休業期間中の学校休業日、勤務時間外の留守番電話対応、スクールサポートスタッフの配置等を実施しており、また、職員が自分の勤務時間を把握し、管理職が職員の勤務時間を把握できるように、出退勤管理システムを



導入しております。

### 【土屋教育長】

今までの取組みについての説明がありましたが、具体的に様々な取組みの効果はどのように捉えていますか。

### 【来田学校教育部次長】

令和元年度から本格実施しております在校時間の把握については、それ以前の比較が難しいところではありますが、校長等からの聞き取りをする中で、教職員への意識付けが進み、声掛けもしやすくなったという声があります。また、コロナ禍により今年度と前年度の比較も難しいところですが、各職員が勤務時間を意識するようになったと感じています。ただ、在校時間が長時間になっている職員が多数いることは事実でありますので、さらに取組みを進めていかなくてはならないと考えています。

### 【土屋教育長】

ご承知のように、民間労働者については、いわゆる罰則を含めた規制が施行されております。一方、公務員については、民間労働者のように罰則はありませんけれど、同様に時間外勤務の上限を決めたうえで働き方改革を進めていくとされており、そのような意味でいうと、非常に重要なポイントです。令和2年度はコロナ禍により長期の臨時休業の期間があったため、例年とは違った勤務状況でありました。この問題については非常に注目をされている事柄であります。教職員の働き方改革が我が国の大きな問題とされておりますので、次年度以降も、適切に様々な手法を用いながら、取組みを進めなければなりません。

### 【土屋教育長】

議案について、ご意見は他にございませんか。

**【各委員】**

(なしの声あり)

**【土屋教育長】**

それでは、ただいまの日程第1「議案第9号」から日程第19「報告第2号」までの案件のうち、日程第5「議案第13号」及び日程第6「議案第14号」を除く案件につきまして、いずれも原案のとおり、可決及び承認することにご異議ございませんか。

**【各委員】**

(異議なしの声あり)

**【土屋教育長】**

ご異議なしと認めます。

日程第1「議案第9号」から日程第19「報告第2号」までの案件のうち、日程第5「議案第13号」及び日程第6「議案第14号」を除く案件につきまして、いずれも原案のとおり可決及び承認することと決しました。

それでは引き続き、日程第20「請願第1号」について審議いたします。それでは、請願の説明をお願いいたします。

**【大原教育次長】**

それでは、説明させていただきます。まず、日程第20「請願第1号 「新編 新しいみんなの公民（株式会社育鵬社）」の掲載内容による影響への対処を求める請願」につきましては、『元内閣報道官である山田真貴子氏が女性初の内閣総理大臣秘書官に任命されたことを称える記載をしている「新編 新しいみんなの公民（株式会社育鵬社）」を社会科公民教科書として採択した東大阪市教育委員会に対し、この教科書で学んだ生徒たちが否定的で意欲低減の社会観を強めることとなる状況が生じつつあることへの対処をするこ

と』を求めて、提出されたものでございます。なお、現在使用している教科書は、平成27年度に採択し、平成28年度から令和2年度まで本市立中学校及び義務教育学校で使用しております。請願受理日、請願者等は、いずれも請願文書表のとおりでございます。以上でございます。何とぞよろしくご審議賜われますようお願いいたします。

#### 【土屋教育長】

先ほどの説明にありましたように、本市においては、育鵬社が出版する教科書を平成27年に採択し、平成28年度から令和2年度まで使用しております。

さて、請願の中で、元内閣報道官の不祥事を遠因として生じつつある不都合な状況への対処を求められておりますが、学校現場において、請願にあるような状況等の報告は受けておりますでしょうか。

#### 【森田学校教育部参事】

学校からは、特にそのような報告を受けておりません。

#### 【土屋教育長】

学校現場においては、特にそのような報告は受けていないということですね。

本件において請願者が求めていることを整理しますと、元内閣報道官が教科書に掲載されていることによる不都合な状況として、

- ・生徒の理解を妨げる表現が含まれること。
- ・同氏への人権侵害の事態が生じうる可能性があること。
- ・不祥事を起こした人物の賞賛記事は、最高裁が違憲と例示する「一方的な観点を子どもに植えつうけるような内容の教育を施すことを強制すること」に該当すること。
- ・この教科書で学んだ生徒等が大人社会に不信感を抱くに至っていること。

が懸念され、その対応について教育委員会に求められております。

先ほども森田学校教育部参事からありましたように、現時点において、学校現場からそ

のような報告は受けておりません。

次に、「一方的な観念を植えつける教育」にスポットをあてますと、本市で使用している教科書に同氏が掲載されていることで、請願にある最高裁の判決文中の「子どもが自由かつ独立の人格として成長することを妨げるような介入」として例示されている「一方的な観念を植えつける教育を施す」ことにはならないと考えます。

よって、現時点において、請願者が求める対応をする必要性があるとは考え難いため、不採択といたしたいのですが、いかがでしょうか。

### 【各委員】

異議なし。

### 【土屋教育長】

それぞれ各委員ご異議ないようでありますので、「請願第1号 「新編 新しいみんなの公民（株式会社育鵬社）」の掲載内容による影響への対処を求める請願」につきましては、不採択とすることといたします。

次に、口頭報告をお願いいたします。

### 【教育政策室より概要を一括報告】

#### ・後援名義使用承認

教育政策室 2件

学校教育推進室 4件

社会教育課 1件

青少年教育課 2件

社会教育センター 1件

**【土屋教育長】**

この際ですので、ご質問、ご意見等はございませんか。

**【各委員】**

(なしの声あり)

**【土屋教育長】**

それでは、これから審議を行う日程第4「議案第12号 市立高等学校教職員（管理職）退職の件」及び日程第5「議案第13号 市立幼稚園及び幼稚園型認定こども園教職員（管理職）異動の件」につきましては、非公開とさせていただきますので、傍聴者の方は退席をお願いいたします。

また、非公開審議の件については、両教育次長、学校教育部長、来田学校教育部次長、教育政策室長以外の出席説明員の方々は退席をお願いいたします。

※傍聴者退席

～非公開審議～

**【土屋教育長】**

本日より予定いたしました議案審議はこれで終了いたしました。本日の会議はこの程度でとどめたいと存じますが、ご異議ございませんか。

**【堤教育長職務代理者】**

年度末のお忙しい中、たくさんの資料をありがとうございました。この資料を数えますと250枚程あります。中には裏表印刷がされていないものもありますが、これを合議体である教育委員会が、何の議論もなく一方的な報告と臨時代理処理だけで、このわずかな時間で終わってよいものでしょうか。教育委員会とはどのような会議なのだろうと、

軽視も甚だしいと思います。教育委員会事務局の皆様のお仕事を批判するわけではありません。いろいろな規則の改正が上がっておりますが、この規則の改正について、合議によって改正しなければならないものはないのでしょうか。子どもたちはコロナによる大変な状況の中で、新学年を迎えます。With コロナ、After コロナの中、子どもたちにどのように育って欲しいか、どんな教育をしていけばよいのかという議論が一切ありません。私は以前から、年間通しての議題を計画的に出していただいていたら、臨時代理処理がこれほどあるようにはならないと申し上げています。そうすれば、年度末に本当は何を合議しないといけないとか明らかになってくるのではないのでしょうか。後ほど、教育長からお聞きしたいと思います。

次に紙の資料のことですが、今、SDG s の達成支援の必要性を求める声が、世界中に広がっています。例えばペーパーレスというのは一番身近な問題として取り組めることです。でも、そういう議論も一切ありません。持続可能な開発のための 2030 アジェンダでも、「変革」という言葉が使われています。私は委員として、まずは、教育委員会事務局の方々の意見や考えもお聞きして、これからの時代を生きる子どもたちのために東大阪市の教育をどのように変えていくかの議論が必要ではないかと思っています。本当に残念に思います。今後、このような形で年度末に挙げている議案、議案書についても考えを改めていただく必要があると思います。教育長のお考えをお聞かせください。

### 【土屋教育長】

議案が沢山並んではいるが事務的なものが多く、関連する議案もありますけれども、本来教育委員会議でされるべき東大阪市の教育をどう進めていくかということについて、議論の中心になっていない、というご指摘であったと思います。今回の議案につきましては、東大阪市全体で例規の見直しをするという中で、事務的な細かい修正も含めて並んでおり、そういうことで申しますと議案の数の多さに比較して、いわゆる教育の内容を審議する議題が中心となっていないと思っています。ここのところにつきましては、堤委員から議論の在り方について問題提起をしていただいているところです。私も委員の話を聞いており

まして、委員の仰る趣旨については同じ事を思うところもございます。しかし、ご理解いただきたいのは、教育委員会規則については、手続き上、教育委員会議での決定がなければ基本的には制定改廃できないということでもありますので、我々としては、言葉として過ぎているかもしれませんが、諮らざるを得ないということになっております。この件につきましては、市全体の例規の見直しをする中で、この機に集中したという結果がございます。常にこのようにはならないとは考えておりますので、この辺りをご理解をいただいたうえで、堤委員の仰っておられる部分をどう実現するかについては、様々検討していかなければならないと考えています。

もう一点、ペーパーレスの問題です。ご覧になってもわかりますように、事務局職員側はパソコンを置いて、画面で資料を見えています。当然教育委員側もこのようにすればペーパーレス化は可能です。その点につきましては、パソコンの確保の問題もありますので、できるだけ早い時期に教育委員会議もペーパーレスに移行できるように努めてまいりたいと思います。

#### **【堤教育長職務代理者】**

規則の制定改廃について諮らざるを得ないということは承知しています。そのようなことを申し上げている訳ではありません。このように変えます、よろしいですね、で終われる改正と、そこにはもっといろいろな議論がなければ改正できないものもあるのではないですか、と申し上げております。

#### **【土屋教育長】**

その点について申し上げますと、議案第14号について、教職員の働き方改革に重要な案件であると認識しており、私から来田に尋ねるような形で提起させていただきました。

#### **【堤教育長職務代理者】**

ペーパーレスの件にしても、SDGsの件にしても、そこに意識が向いていないのが問題

ではないかと申し上げているのです。これだけ地球環境について全世界で取組もうというときに、東大阪市庁舎の中の教育委員会事務局で会議の進め方・資料についても、何の議論もなく、まして、子どもたちに SDGs の観点についてどう伝えるかという議論がないことが大問題だと思います。本来教育委員会議でどのように教育を変えていくか、という議論ができるような状況を創出してください。この会議をいかに充実したものにして、子どもたちがより良い未来を生きていくための力をつけさせていくかの方向性を議論し、その結果をいかに現場の先生方、保護者の方々に伝えていくか、このようなことを議論させてくださいということをお願いしているのです。皆さんの意識、ミッションを非常にシビアに変えていかないと、他市との格差、個人差も開くばかりです。ICTについてもそうです。私に言われるまでもなく、皆さんの方がよくお分かりのはずです。年度末にあたって、本当に残念です。また新年度に向かって、教育委員会事務局の方々とともに、よりよい教育行政が成り立っていくようにしていきたいと願っています。よろしく願いいたします。

#### 【土屋教育長】

堤委員からいただいた意見も踏まえて、教育委員会議での議論をどうしていくか、常に考えながら取組んでいきたいと思えます。

他にございませんか。

#### 【各委員】

(なしの声あり)

#### 【土屋教育長】

それでは次回の教育委員会議の日程を事務局よりお願いします。

#### 【事務局より】

次回の教育委員会議につきましては、令和3年4月19日（月）午後2時に開会する予



定にしております。

**【土屋教育長】**

それでは、これをもちまして閉会いたします。委員の皆様方、また、ご出席の皆様、大変ご苦勞様でした。

会議録署名委員

東大阪市教育委員会教育長	土屋 宝土
東大阪市教育委員会委員	山中 雅仁